

○原子力災害対策指針及び解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」内容
(令和3年7月21日施行 所管 原子力規制庁)

≪原子力災害対策指針≫ — 抜粋 —

(i) 安定ヨウ素剤の服用について

- ・服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

(ii) 事前配布の方法

- ・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。

≪解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」≫ — 抜粋 —

【事前配布対象者】

- ・原則として40歳未満の者とするのが適当である。また、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で挙児希望のある女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には事前配布をすることとしてもよい。その際、安定ヨウ素剤を十分に供給できる体制としておくことが重要である。

【服用を優先すべき対象者】

- ・年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

【40歳以上の者への効果】

- ・チェルノブイリ原発事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは18歳未満の者である。また、WHOガイドラインの2017年版においては、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。したがって40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低い。

○安定ヨウ素剤とは

- ・安定ヨウ素剤は、ヨウ化カリウムを内服用に製剤化したものです。
- ・原子力災害発生時に放出される可能性がある放射性物質のうち、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減する効果がある医療用医薬品です。
- ・万が一、原子力災害が発生した場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断します。

○関連ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/r06-annteiyousozaijizennhaifu.html>

